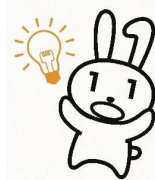


令和5年
4月1日
から

マイナンバーカードの健康保険証利用で/ 過去のデータに基づく診療・薬の処方が 受けられるようになりました！



顔認証付きカードリーダーで同意をすると、
初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報や
ご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有でき※1、
より多くの情報に基づいた、診療を受けることが可能となります。

患者様の同意のもと医師が閲覧できる情報

特定健診情報

メタボ健診とも
呼ばれているよ。

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目
して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

診療/薬剤情報

医療機関を受診した際の診療情報※2および薬局等で受け取ったお薬の情
報※3です。

※2 医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名（放射線治療、画像診断、病理診断、医学
管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、
腹膜灌流）などが対象です。

※3 注射・点滴等も含む薬剤情報です

マイナンバーカードを健康保険証として 使うと、初診料・再診料が変わります。

初診

マイナンバーカードを

- ・ 利用しない 6点 3割負担の場合 18円加算
- ・ 利用する 2点 3割負担の場合 6円加算

再診

マイナンバーカードを

- ・ 利用しない 2点 3割負担の場合 6円加算